

建築基準法における問い合わせの多い建築制限の数値  
(田主丸町、北野町、城島町、三瀧町を除く地域)

- 注1** 平成30年3月30日時点の用途区分、建築制限を掲載しています。用途区分、建築制限は変更になることがあります。  
**注2** 地区計画、建築協定、風致地区、高度利用地区等による建築制限は掲載していませんので、別途確認してください。  
**注3** 異なる地域に日影を生じさせる場合は、それぞれ日影を生じさせる地域の制限が適用されます。  
**注4** 市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域のため、建築の可否も含めて都市計画課にご相談ください。

地 域		田主丸町、北野町、城島町、三瀧町を除く地域											
都市計画		久留米小郡都市計画区域											
用途地域		市街化区域										市街化調整区域	
		住第一 専種 用低層 地域	住第二 専種 用低層 地域	住第一 専種 用中層 地域	第一種 住居 地域	第二種 住居 地域	準住居 地域	近隣 商業 地域	商業 地域	準工業 地域	工業 地域	工業 専用地域	指定 無し
法52条第1～2項 容積率の限度	容積率	80%	100%	200%				400%	500%	200%			<b>注4</b>
	道路幅員に乗じる数値	0.4					0.6					0.6	
法53条第1項 建蔽率の限度		50%	60%				80%		60%			<b>注4</b>	
法53条の2 敷地面積の最低限度		165㎡	-										<b>注4</b>
法54条 外壁の後退距離の限度		1m	-										<b>注4</b>
法55条 建築物の高さの限度		10m	12m	-								<b>注4</b>	
法56条1項1号 道路斜線	勾配	1.25					1.5					1.5	
	適用距離	20m						20m	25m	20m		20m	
法56条1項2号 隣地斜線	勾配	-	1.25				2.5					2.5	
	勾配に加える高さ	-	20m				31m					31m	
法56条1項3号 北側斜線	勾配	1.25	-										-
	勾配に加える高さ	5m	-										-
法56条の2 日影規制  <b>注3</b>	制限を受ける建築物	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物			高さが10mを超える建築物				-			-	
	平均地盤面からの高さ	1.5m		4m				-			-		
	敷地境界線からの水平距離が5mを超え10m以内の範囲における日影時間	4時間			5時間				-			-	
	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間	2.5時間			3時間				-			-	